

令和6年度

中土佐町簡易水道事業会計決算審査意見書

中土佐町監査委員

令 7 中 土 佐 監 第 6 号

令 和 7 年 7 月 25 日

中土佐町長 池 田 洋 光 様

中土佐町監査委員 結 城 善 晴

中土佐町監査委員 岡 伊 三 男

令和6年度 中土佐町簡易水道事業会計決算の審査意見について

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和6年度中土佐町簡易水道事業会計決算について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和6年度中土佐町簡易水道事業会計決算

2 審査期間

令和7年7月14日・25日(2日間)

3 審査の方法

令和6年度における中土佐町簡易水道事業が、その本来の目的である「地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉増進するように運営されなければならない。」という経営の基本原則に沿っているかどうか、という視点に立ち、(1)決算書類等の数値に誤りがないか、(2)適切な会計手続きによっているか、(3)事業が合理的かつ能率的に経営されているか、等に主眼を置いた。

計数的には、決算関係書類について会計帳票、証拠書類との照合を行い、適正な表示がなされているかを慎重に審査した。

なお、この意見書で提示する各表において、それぞれの基礎数値を四捨五入しているものについては、必ずしも合計欄の数値と一致しないことがある。比率(%)は、小数点以下第2位を四捨五入した。そのため、内訳の計が総計と一致しない場合がある。また、「0.0」は、該当数値が「0.05」未満のものである。前年度に対する増減比率で、前年度に数値がなく全額増加した比率については「皆増」と、当年度に数値がなく全額減少した比率については「皆減」と表記した。

第2 審査の結果

1 決算書、財務諸表及び明細書等

決算書、財務諸表及び明細書等については、係数は正確で、関係帳簿と符合しているものと認めた。また、予算の執行及び関連する事務の処理は、概ね適正に行われているものと認められた。

2 決算収支状況

決算の収支状況については、以下のとおりである。

(1)収益的收入及び支出

ア 収益的收入は下表のとおり。

表1 収益的收入(税込)

※決算書p26参照

(単位:千円)

款・項・目	令和6年度	令和5年度	対前年度増減	
			増減額	増減率
1款 水道事業収益	131,670	139,303	△ 7,633	△ 5.5%
1項 営業収益	83,813	86,066	△ 2,253	△ 2.6%
1目 給水収益	83,663	85,631	△ 1,968	△ 2.3%
2目 その他の営業収益	150	435	△ 285	△ 65.5%
2項 営業外収益	47,857	53,233	△ 5,376	△ 10.1%
1目 受取利息	111	5	106	2,120.0%
2目 他会計補助金	30,869	35,565	△ 4,696	△ 13.2%
3目 長期前受金戻入	16,639	17,374	△ 735	△ 4.2%
4目 雑収益	238	289	△ 51	△ 17.6%
3項 特別利益	0	4	△ 4	皆減
1目 その他特別利益	0	4	△ 4	皆減

- 収益的収入の決算額は、13,1670千円で前年度決算額より7,632千円の減少。
- 営業収益の決算額は、83,813千円で前年度決算額より2,252千円の減少。減少要因は、人口減少等による給水収益の減少によるものであると考えられる。
- 営業外収益の決算額は、47,857千円で前年度決算額より5,376千円の減少。減少要因は、他会計補助金4,696千円の減少によるものである。
- その他特別利益は、賞与等引当金の戻入益。

イ 収益的支出は下表のとおりである。

表2 収益的支出(税込)

※決算書p14・p15・p27参照

(単位:千円)

款・項・目	令和6年度	令和5年度	対前年度増減	
			増減額	増減率
1款 水道事業費用	131,377	129,343	2,034	1.6%
1項 営業費用	121,311	118,928	2,383	2.0%
1目 原水及び浄水費	19,330	15,351	3,979	25.9%
2目 配水及び給水費	25,446	24,523	923	3.8%
3目 総係費	13,347	13,583	△ 236	△ 1.7%
4目 減価償却費	62,459	60,888	1,571	2.6%
5目 資産減耗費	729	4,583	△ 3,854	△ 84.1%
2項 営業外費用	9,804	9,783	21	0.2%
1目 支払利息及び企業債取扱諸費	9,799	9,783	16	0.2%
2目 雑支出	5	0	5	皆増
3項 特別損失	262	632	△ 370	△ 58.5%
1目 過年度損益修正損	82	56	26	46.4%
2目 その他特別損失	180	576	△ 396	△ 68.75%

- 水道事業費用は、131,377千円で前年度決算額より2,034千円の増加。
これは、燃料費調整額の上昇や電気・ガス価格激変緩和対策事業補助金額の縮減や停止により電気料金が高騰したことに合わせ老朽管路修繕費の増加が要因である。
- 過年度損益修正損は、前年度漏水等による減免申請に対する還付金支出。
- その他特別損失は、令和4年度高知県生活基盤施設耐震化等交付金を充当した課税支出に係る消費税等相当額の確定に伴い返還金が発生したことによるもの。

(2) 資本的収入及び支出

ア 資本的収入は下表のとおりである。

表3 資本的収入(税込)

※決算書p3・p4参照

(単位:千円)

款・項・目	令和6年度	令和5年度	対前年度増減	
			増減額	増減率
1款 資本的収入	28,800	88,302	△ 59,502	△ 67.4%
1項 企業債	28,800	84,500	△ 55,700	△ 65.9%
2項 補助金	0	3,802	△ 3,802	皆減

イ 資本的支出は下表のとおりである。

表4 資本的支出(税込) ※決算書p3・p4参照

(単位:千円)

款・項・目	令和6年度	令和5年度	対前年度増減	
			増減額	増減率
1款 資本的支出	77,667	170,885	△ 93,218	△ 54.6%
1項 建設改良費	34,374	122,573	△ 88,199	△ 72.0%
2項 企業債償還金	43,293	48,312	△ 5,019	△ 10.4%

○ 資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額48,867千円は、減債積立金305千円及び過年度分損益勘定留保資金48,562千円で補填している。

3 経営状況

(1)経営成績

ア 損益計算書による収益的収支の状況は下表のとおりである。

表5 損益計算書による収益的収支の状況(税抜) ※決算書p5・p6・p9参照

(単位:千円)

	令和6年度	令和5年度	対前年度増減	
			増減額	増減率
営業収益	76,207	78,281	△ 2,074	△ 2.6%
営業外収益	47,857	53,233	△ 5,376	△ 10.1%
特別利益	0	4	△ 4	皆減
総収益	124,064	131,518	△ 7,454	△ 5.7%
営業費用	116,856	114,996	1,860	1.6%
営業外費用	9,804	9,783	21	0.2%
特別損失	254	627	△ 373	△ 59.5%
総費用	126,914	125,406	1,508	1.2%
当年度純利益(純損失△)	△ 2,850	6,112	△ 8,962	△ 146.6%
その他未処分利益剰余金変動額	306	599	△ 293	△ 48.9%
当年度未処分利益剰余金 (未処理欠損金△)	△ 2,544	6,711	△ 9,255	△ 137.9%

○ 総収益は124,064千円、総費用は126,914千円で、収益的収支決算において2,850千円の当年度純損失となっている。

○ 欠損金処理計算書(案)において、当年度純損失△2,850千円が当年度未処理欠損金として計上されているが、利益積立金の繰入により処理されることから繰越欠損金は発生していない。また、減債積立金繰入額に相当するその他未処分利益剰余金変動額306千円は、議会の議決により資本金へ組入れられる予定。

イ 収益

当年度の総収益は124,064千円で、前年度より7,454千円減少。
これは、給水収益が1789千円、他会計補助金が4,696千円減少したことが要因である。当年度の総収益を性質別構成でみると下表のとおりである。

表6 収益の性質別構成(税抜) ※決算書p26参照 (単位:千円)

	令和6年度		令和5年度		対前年度増減	
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率
給水収益	76,057	61.3%	77,846	59.2%	△ 1,789	△ 2.3%
その他営業収益	150	0.1%	435	0.3%	△ 285	△ 65.5%
受取利息	111	0.1%	5	0.0%	106	2,120.0%
他会計補助金	30,869	24.9%	35,565	27.0%	△ 4,696	△ 13.2%
長期前受金戻入	16,639	13.4%	17,374	13.2%	△ 735	△ 4.2%
雑収益	238	0.2%	289	0.2%	△ 51	△ 17.6%
その他特別利益	0	0.0%	4	0.0%	△ 4	皆減
計	124,064	100.0%	131,518	100.0%	△ 7,454	△ 5.7%

ウ 費用

当年度の総費用は126,914千円で、前年度より1,508千円増加。
これは、電気料金が高騰(前年比3,646千円増)したことに合わせ老朽管路修繕費の増加(1,388千円増)が要因である。
その他特別損失180千円は、令和4年度高知県生活基盤施設耐震化等交付金を充当した課税支出に係る消費税及び地方消費税額の確定に伴い仕入税額控除分の返還金が発生したことによるもの。
当年度の総費用を性質別構成でみると、下表のとおり。

表7 費用の性質別構成(税抜) ※決算書p27参照 (単位:千円)

	令和6年度		令和5年度		対前年度増減	
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	増減率
原水及び浄水費	17,595	13.9%	13,982	11.1%	3,613	25.8%
配水及び給水費	23,229	18.3%	22,376	17.8%	853	3.8%
総係費	12,844	10.1%	13,167	10.5%	△ 323	△ 2.5%
減価償却費	62,459	49.2%	60,888	48.6%	1,571	2.6%
資産減耗費	729	0.6%	4,583	3.7%	△ 3,854	△ 84.1%
支払利息及び 企業債取扱諸費	9,799	7.7%	9,783	7.8%	16	0.2%
雑支出	5	0.0%	0	0.0%	5	皆増
過年度損益修正損	74	0.1%	51	0.0%	23	45.1%
その他特別損失	180	0.1%	576	0.5%	△ 396	△ 68.8%
計	126,914	100.0%	125,406	100.0%	1,508	1.2%

エ 経営比率

事業の効率性を経営比率でみると下表のとおりである。

表8 経営比率

	算 式	令和6年度	令和5年度	経営指標 (類似団体平均)
経常収支比率(%)	$\frac{\text{経常利益}}{\text{経常費用}}$	98.0	105.4	107.6
営業収支比率(%)	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{\text{営業費用}-\text{受託工事費}}$	65.2	68.1	77.9
自己資本回転率(回)	$\frac{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}}{(\text{期首自己資本}+\text{期末自己資本})/2}$	0.07	0.07	0.08
企業債償還元金(%) (給水収益に対する比率)	$\frac{\text{企業債償還元金}}{\text{給水収益}}$	56.9	62.1	48.5
企業債利息(%) (給水収益に対する比率)	$\frac{\text{企業債利息}}{\text{給水収益}}$	12.9	12.6	6.9

※自己資本＝資本金＋剰余金＋評価差額等＋繰延収益

○ 経常収支比率(%) (決算書p5・p26・p27参照)

経常収支比率は98.0%で、前年度より7.4%低下している。電気料金の高騰(前年比3,646千円増)及び修繕費の増加(前年比1,388千円増)と合わせ、給水収益(前年比1,789千円減)及び他会計補助金(前年比4,696千円減)が減少したことにより経常収支比率が低下している。平成29年度の地方公営企業法適用後、初めて比率が100%を下回っており経営活動による収入で当期の運転資金を賄えていないことが示されている。

○ 営業収支比率(%) (決算書p5・p26・p27参照)

営業収支比率は65.2%で、前年度より2.9%減少している。営業収益において、給水収益が1,789千円減少(前年比△2.3%)し、原水費及び浄水費(電気料等)が3,613千円増加(前年比＋25.8%)したことが要因である。

○ 自己資本回転率(回) (決算書p5・p6・p11・p26、前年度決算書p12参照)

自己資本回転率は、類似団体と比べ低い状態にある。これは、繰延資産の減少に伴う自己資本の減少率を給水収益の減少率が上回っていることによるものである。

○ 企業債償還元金(給水収益に対する比率)(%) (決算書p3～p5、p18～p21、前年度決算書p4参照)

企業債償還元金の給水収益に対する比率の減少は、企業債償還元金の減少率(前年比△10.4%)が給水収益の減少率(前年比△2.3%)を上回ったことによるものである。しかしながら、企業債明細書において元金償還が据え置かれている企業債が複数みられることから、今年度の改善は一時的なものであり、後年度において比率の増加が予測される。

○ 企業債利息(給水収益に対する比率)(%) (決算書p26・p27)

企業債利息の給水収益に対する比率は、前年比0.3%増加している。企業債利息は横ばいであるが給水収益が1,789千円減少したことによるものである。日本銀行は、経済・物価情勢の展望(2025年4月)において、「現在の実質金利がきわめて低い水準」であるとし、「経済・物価情勢の改善に応じて、引き続き政策金利を引き上げ」ていく考えを示している。このことから、今後、企業債借入コストの上昇が予想される。

(2) 財務状況

ア 本町の簡易水道事業にかかる財務状態は以下のとおりである。

a 資産 (決算書p3・p4・p10・p11・p13・p16・p17、前年度決算書p10参照)

資産合計は1,993,839千円で、主なものは、有形固定資産1,768,093千円、現金預金172,869千円となっている。資産合計の減少要因は減価償却費62,459千円、増加要因は建設改良費等31,252千円である。

資産のうち、現金・預貯金の状況は下表のとおりである。

表9 預金

(単位:千円)

金融機関名	区分	令和6年度	令和5年度	対前年度 増減額
高知信用金庫	普通預金	122,829	105,138	17,691
	定期預金	50,040	50,000	40
合計		172,869	155,138	17,731

○ 普通預金は122,829千円、定期預金は50,040千円で、合計172,869千円となり前年度より17,731千円増加している。貸借対照表によると流動負債の未払金の内、企業債で充当される工事費前払金49,500千円を除いた15,632千円が実質的な未払金であり、キャッシュ・フロー計算書の資金増加額17,731千円で充当されるものである。このことから実質的な資金増加額は2,099千円となっている。

b 負債 (決算書p11参照)

負債合計1,297,398千円の内訳は、企業債(固定・流動負債合計)832,261千円、繰延収益399,589千円などとなっている。

c 資本 (決算書p7・p8・p11、前年度決算書p11参照)

資本合計は696,441千円で、前年度決算額より2,850千円の減少である。これは、当年度未処理欠損金が発生したことによる。なお、欠損金は利益積立金繰入により処理されるものである。

イ 財務状態の良否を示す財務比率は下表のとおりである。

表10 財務比率 (決算書p5・p6・p10・p11、前年度決算書p10・p11参照)

	算式	令和6年度	令和5年度	経営指標 (類似団体平均)
当座比率(%)	$\frac{\text{現金預金} + (\text{未収金} - \text{貸倒引当金})}{\text{流動負債}}$	159.2	307.6	298.2
自己資本構成比率(%)	$\frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{繰延収益}}{\text{負債} + \text{資本合計}}$	55.0	56.6	67.8
固定資産対長期資本比率(%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{固定負債} + \text{繰延収益}}$	93.8	93.8	90.6
固定比率(%)	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{繰延収益}}$	161.3	161.4	127.8
固定負債構成比率(%)	$\frac{\text{固定負債}}{\text{負債} + \text{資本合計}}$	39.5	40.7	27.8

○ 当座比率

当座比率は159.2%で、前年度より148.3%減少している。これは、前年度末に工事前払金(49,500千円)が発生し流動負債の未払金が増加したことにより一時的に比率が低下している。この前払金を含めた流動比率は205.7%となっており、短期債務に対する支払能力は十分であるといえる。

○ 自己資本構成比率

自己資本構成比率は55.0%で、前年度より1.6%減少している。これは、損益計算書が2,850千円の純損失となり剰余金が減少したことに加え、近年、国庫補助対象外の施設更新事業の増加により建設改良費を企業債で賄っていることから、繰延収益が逡減していることが要因である。

○ 固定資産対長期資本比率

固定資産対長期資本比率は93.8%と横ばい状態である。これは、減価償却による固定資産の減少と固定負債、繰延収益(長期前受金)及び剰余金の減少額がほぼ均衡したことが主な原因である。

○ 固定比率

固定比率は161.3%となり前年度と同程度となっている。これは、施設更新事業により取得した固定資産額が減価償却費を下回ったが、当年度純損失が発生したことや長期前受金戻入による繰延収益の減少が固定資産の減少と同程度であったことが主な原因である。水道事業の場合は、建設投資のための財源として企業債に依存する割合が高いため、必然的にこの比率が高くなるが、固定資産対長期資本比率が100%を下回っており長期的な資本の枠内で投資が行えている状況である。

○ 固定負債構成比率

固定負債構成比率は39.5%で前年度より1.2%減少している。これは、工事費前払金を企業債借入によらず現金預金勘定から支出したことによる一時的な改善である。類似団体平均より10%以上高い状態で推移しており他人資本に依存していることを示している。

ウ 企業債年度別償還予定状況は下表のとおりである。

表11 企業債年度別償還予定状況

(単位:千円)

年 度	償 還 予 定 額	政府資金 財政融資	地方公共団体 金融機構	高知信用金庫	合計
令和7年度	元 金	35,583	5,696	2,930	44,209
	利 子	6,728	2,650	15	9,393
令和8年度	元 金	36,171	7,212	2,930	46,313
	利 子	6,174	2,560	7	8,741
令和9年度	元 金	37,215	10,252	0	47,467
	利 子	5,634	2,457	0	8,091
令和10年度	元 金	37,249	12,879	0	50,128
	利 子	5,077	2,330	0	7,407
令和11年度	元 金	34,561	13,546	0	48,107
	利 子	4,521	2,177	0	6,698
令和12年度	元 金	27,966	13,804	0	41,770
	利 子	4,016	2,014	0	6,030
令和13年度	元 金	24,218	13,970	0	38,188
	利 子	3,626	1,848	0	5,474
令和14年度	元 金	21,348	9,591	0	30,939
	利 子	3,287	1,702	0	4,989
令和15年度	元 金	17,510	9,667	0	27,177
	利 子	3,014	1,626	0	4,640
令和16年度	元 金	16,646	9,744	0	26,390
	利 子	2,765	1,549	0	4,314
令和17年度 以 降	元 金	254,156	177,417	0	431,573
	利 子	29,861	13,909	0	43,770
合計(元金計+起債前借額)		542,623	283,778	5,860	832,261

(3) 事業量等

ア 給水状況は下表のとおりである。

表12 給水人口及び総配水量等

(決算書p25参照)

事 項	令和6年度	令和5年度	増減
年度末給水人口(人)	5,684	5,811	△ 127
年度末給水戸数(戸)	3,552	3,576	△ 24
年間総配水量(m ³)	1,294,018	1,224,742	69,276
月平均配水量(m ³)	107,835	102,062	5,773
年間総有収水量(m ³)	735,919	754,649	△ 18,730
月平均有収水量(m ³)	61,327	62,887	△ 1,561
年間有収水量率(%)	56.9	61.6	△ 4.7

○ 本年度の簡易水道の給水人口は5,684人(対前年度比127人減)となっている。有収水量は735,919m³で、前年度より18,730m³減(対前年度比2.5%減)となっている。年間総配水量が5.7%増加しているが、年間有収水量率が4.7%減少していることから漏水量は増加している。

表13 給水原価、供給単価及び料金

	算 式	令和6年度	令和5年度	経営指標 (類似団体平均)
給水原価	$\frac{\text{経常費用}-\text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$	149.5円	142.3円	202.9円
供給単価	$\frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$	103.4円	103.2円	182.0円
料金回収率	$\frac{\text{供給単価}}{\text{給水原価}}$	69.2%	72.5%	89.7%
20m ³ /月あたり水道料金(口径13mm)		1,870円	1,870円	3,609円

○ 給水原価 (決算書p5・p25・p26参照)

給水原価は149.5円となり昨年度より7.2円増加している。これは、燃料費調整額の上昇や電気・ガス価格激変緩和対策事業補助金の終了による電気料金の高騰や老朽管路修繕費の増加により経常経費が前年度と比べ増加したことに合わせて、人口減少による年間総有収水量の減少によるものである。今後の見通しとしては、更新事業が進められることにより固定資産減価償却費の増加、金利高騰による利払い費の増加及び電気料の高騰等に係る経費増などによりさらに給水原価の上昇が見込まれる。

○ 供給単価 (決算書p5・p25参照)

給水原価に対し供給単価が30.8%低く、類似団体平均と比べても料金体系が適正な水準にないといえる。このことから事業を継続するために必要な料金収入の確保ができていない状況が継続している。

○ 料金回収率

料金回収率(事業の経費を料金収入で賄えている割合)は100%を下回っており、簡易水道事業の財源の約25%を他会計補助金に依存している状況である。また、類似団体平均と比較しても比率が低い状況が継続している。

イ 施設利用率の状況は下表のとおりである。

表14 施設利用率

	算式	令和6年度	令和5年度	経営指標 (類似団体平均)
施設利用率(%)	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日配水能力}}$	70.9	67.1	49.2
最大稼働率(%)	$\frac{\text{1日最大配水量}}{\text{1日配水能力}}$	93.4	86.4	66.8
負荷率(%)	$\frac{\text{1日平均配水量}}{\text{1日最大配水量}}$	75.9	77.7	73.6
配管100m当たりの給水人口(人)	$\frac{\text{給水人口}}{\text{総配水管延長}}$	5.1	5.2	6.0

○ 施設利用率・最大稼働率 (決算書p25参照)

老朽化した配水管等からの漏水により年間総配水量は5.7%増加しており、これにより施設利用率及び負荷率は前年度と比べ増加し、類似団体平均より高い割合となっている。また、最大稼働率は93.4%となり稼働率に余力がなく安定的な給水に課題がある。

意見

(1)経営状況について

経営比率は全ての項目で類似団体の経営指標平均値を下回っている。地方公営企業法適用後から現在に至るまで、本業の経営成績を示す営業収支は毎年営業損失を計上している。特に令和6年度決算において、経常収支比率が初めて100%を下回ったことから、他会計補助金で補填してもなお維持管理費用が賄っていないことがわかる。消費者物価や修繕工事等に係る労務単価の上昇、水道利用者の減少や施設の老朽化などにより、経営環境は厳しさを増すことが予想されるため、なお一層の業務改善と経営効率化に取り組んでもらいたい。

(2)財務状態について

固定負債構成比率が改善しているが、工事前払金を自己資金で賄ったことによる一時的なものである。損益計算書においては、純損失を計上しており自己資本構成比率の改善は見込まれない。令和6年度末の当座比率は159.2%に低下しており、一定の流動性は確保できているものの今後、施設更新事業が継続することから多額のキャッシュ・アウトに備え運転資金の確保に努めてもらいたい。また、固定資産対長期資本比率が類似団体と比べ高水準で推移していることが懸念事項としてあげられる。施設更新計画と財政収支のバランスを考慮し、長期的な資本の枠内での投資を継続し過度な借入金依存にならないよう、自己資本構成比率の改善が求められる。

(3)維持管理について

最大稼働率が93.4%（類似団体平均は66.8%）となっており、施設の配水能力に余力がなく安定給水という視点から問題である。年間総有収水量が前年比2.5%減少しているのは給水人口の減少によるものと考えられるが、年間総配水量は前年比5.7%増加しており漏水量が増加しているものと思われる。水道施設監視システム増設により監視の対象範囲を広げるなど、漏水箇所を早期に特定することができる体制をさらに強化してもらいたい。また、漏水事故の発生状況を勘案し更新工事を行い、漏水事故の防止や経常的な修繕費の縮減に努めてもらいたい。

(4)料金回収率について

当年度の料金回収率は69.2%となっており類似団体平均値の89.7%を大きく下回っていることから、現行の料金体系では、老朽設備の更新需要に備えた資金確保ができていないものと考えられる。水道法施行規則第12条において、水道料金はおおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されるものであることが規定されている。水道料金改定について一部報道によると、財務省の財務総合政策研究所が「全国平均で8割程度の引き上げが望ましい」との見解を示しており、本町においても喫緊の課題である。本町では、人口減少や節水器具の普及による水需要の減少や老朽施設の修繕費等の支出増が見込まれるため、現行の料金体系では将来にわたり水道サービスを継続することが困難となる懸念がある。中長期の更新需要と財政収支予測に基づいた適正な料金設定により、世代間平準化を図る必要があるため、料金改定の議論を早急に進めたい。なお、料金改定は、利用者への負担を極力抑えるため段階的に行われることが望ましい。

(5)水道料金滞納整理について

本年度の料金徴収率(99.2%)は直近5年間の平均と同等となっている。滞納者に対しては早期に納付の催告を行い、場合によっては個別の状況に応じた納付方法を協議するなど未納額の累積防止対策が必要である。これらの取り組みは、利用者負担の公平性の確保や健全な経営に欠くことができないものであることから、継続的に料金未納の発生抑止及び早期回収に努めてもらいたい。

(6)まとめ

本年度決算において、平成29年度の地方公営企業法一部適用以降、初めて当年度純損失を計上しており人口減少による収益力の低下や物価高による経費増など経営環境が厳しい状況にあることがうかがえる。また、本町では法定耐用年数を超過した管路延長の割合が約51%となり、令和4年度に国土交通省が公表した全国平均の管路老朽化率22%を大幅に超過しており、老朽管の更新需要が高いことから簡易水道事業を取り巻く環境はますます厳しくなることが見込まれる。

そうした中で、安全基準を満たした水道水を安定的に供給していくためには、これまで以上に維持管理業務の効率化を図る必要がある。引き続き、簡易水道事業経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営の推進に努めるとともに、簡易水道事業施設更新計画に沿った更新事業を着実に推進しながら、施策の実施検証を行い、良質な水道サービスを提供することを要望するものである。